

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和8年10月1日現在)

I 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

III D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“D P C対象病院”となっております。

※医療機関別係数1.4096（基礎係数1.0583＋機能評価係数Ⅰ 0.2926＋機能評価係数Ⅱ 0.0587）

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 当院は東海北陸厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

（朝食 7：30頃/昼食 12：00頃/夕食 18：00以降）

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

急性期一般入院料2	臨床研修病院入院診療加算（基幹型）	救急医療管理加算1・2	診療録管理体制加算2	医師事務作業補助体制加算20：1
急性期看護補助体制加算25：1（看護補助者5割未満）	看護職員夜間配置加算16：1	看護補助体制充実加算1	医療安全対策加算 1	医療安全対策地域連携加算 1
感染対策向上加算 1 微生物学的検査体制加算	患者サポート体制充実加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	電子的診療情報連携体制整備加算	病棟薬剤業務実施加算 1 地域支援・医薬品供給体制整備加算
データ提出加算2（200床以上）	入退院支援加算 1	入院時支援加算	総合機能評価加算	認知症ケア加算2
ハイケアユニット入院医療管理料1	地域包括ケア病棟入院料 2	看護補助者配置加算	看護補助体制充実加算1（地ケア）	せん妄ハイリスク患者ケア加算
看護職員処遇改善評価料	術後疼痛管理チーム加算	入院時食事療養 食堂加算	口腔管理連携加算	栄養サポートチーム加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

糖尿病合併症管理料	がん性疼痛緩和指導管理料	糖尿病透析予防指導管理料	がん患者指導管理料	高度腎機能障害指導管理加算
救急外来医学管理料	救急外来緊急検査対応加算	救急患者連携搬送料2	開放型病院共同指導料 Ⅰ	がん治療連携計画策定料
肝炎ｲﾝﾀｰﾌｪﾛﾝ治療計画料	薬剤管理指導料	在宅患者訪問看護・指導料3	医療機器安全管理料 1	在宅経肛門の自己洗腸指導管理料
持続血糖測定器加算	遺伝学的検査	検体検査管理加算（Ⅳ）	検体検査管理加算（Ⅰ）	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
時間内歩行試験及びｼｬﾄﾙﾜｰｷﾝｸﾞ ｾｽﾄ	皮下連続式グルコース測定	CT撮影及びMRI撮影	センチネルリンパ節生検（片側）併用・単独	植込型心電図検査
ボジトロン断層撮影、ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ボジトロン断層撮影			外来リハビリテーション診療料	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
大腸CT撮影加算	外来腫瘍化学療法診療料1・外来化学療法加算 1	連携充実加算	ストーマ合併症加算	無菌製剤処理料
心大血管疾患ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料Ⅱ	脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料Ⅰ	呼吸器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料Ⅰ	運動器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料Ⅰ	がん患者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料
人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）	導入期加算1	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	透析液水質確保加算	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術
乳がんセンチネルリンパ節加算	経皮的冠動脈形成術・ステント留置術	ﾊﾞｰｽﾐｰｶｰ移植術及びﾊﾞｰｽﾐｰｶｰ交換術	心臓ペースメーカー指導管理 遠隔モニタリング	大動脈ﾊﾞﾙｰﾝｾﾞﾐﾝｸﾞ 法（IABP法）
胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術含む）	胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	体外衝撃波碎石破砕術	体外衝撃波胆石破砕術	内視鏡的小腸ポリープ切除術
腹腔鏡下リンパ節群郭清術	腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	小腸瘻閉鎖術	結腸瘻閉鎖術
食道縫合術	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔瘻孔閉鎖術	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
バルーン塞栓下逆行性経静脈的塞栓術	腹腔鏡下肝切除術	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴う）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	尿管腸瘻閉鎖術
膣腸瘻閉鎖術	膀胱腸瘻閉鎖術	二次性骨折予防継続管理料1・2・3	緊急整備固定加算	ヘッドアップティルト試験
膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰囊水腫手術（鼠径部切開によるもの）		腎代替療法診療体制充実加算	輸血管理料Ⅰ	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
小児運動器疾患指導管理料	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	B R C A 1/2遺伝子検査（血液由来）	麻酔管理料Ⅰ	悪性腫瘍病理組織標本加算
慢性腎臓病透析予防指導管理料	保険医療機関間の連携における病理診断	間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器使用	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	入院ベースアップ評価料（Ⅰ）
吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算		
前立腺針生検法（M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）		医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術の施設基準		

4) 初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に伴う費用として7,700円のご負担をお願いすることになります。この費用は病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。また他医へ紹介となったにもかかわらず当院を受診された場合は、再診に伴う費用として3,300円のご負担をお願いすることになります。

5) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15％が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が自己負担（選定療養対象）となり、特定療養費として患者さんのご負担となります。

看護職員配置

3病棟では1日に10人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は8人以内です。
- ・16時30分～翌朝8時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は15人以内です。

4病棟では1日に10人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は7人以内です。
- ・16時30分～翌朝8時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は17人以内です。

5病棟(地域包括ケア病棟)では1日に10人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ・16時30分～翌朝8時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。

6病棟では1日に10人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は7人以内です。
- ・16時30分～翌朝8時30分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は14人以内です。

電子的診療情報連携体制整備加算

- ①電子請求 ②電子資格確認 ③電子資格確認により取得した診療情報の閲覧・活用 ④電子処方せんオンライン資格確認システムにより取得した①～④の診療情報等を活用した診療を実施いたします。
- 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるようにマイナ保険証の推進に取り組んでいます。
- 診療情報の区分・項目の名称及び点数や金額を記載した明細書を患者さんへ無償で交付しています。

**特掲診療料の施設基準（手術）の実施件数
（令和7年1月～令和7年12月）**

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靱帯断裂形成手術等	5件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	22件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術の件数	210件
----------------	------

その他の区分に分類される手術		手術件数
人工関節置換術		10件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及び		20件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)		0件
経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)		0件
経皮的冠動脈形成術（その他のもの）		0件
経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)		0件
経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)		0件
経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）		15件
経皮的冠動脈粥腫切除術		0件